

令和4年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和4年5月12日(木) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	1	田守 和人
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 瑞

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第4号

農地法第6条1項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について

日程第 4 議案第 5 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

日程第 5 議案第 10 号

農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

日程第 6 議案第 11 号

農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第 7 議案第 12 号

非農地証明願について

日程第 8 議案第 13 号

令和 3 年度農業委員会活動の点検報告並びに令和 4 年度農業委員会活動の目標とその達成に向けた活動方針の公表について

(令和4年第5回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、3番下村委員にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は10名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には6番橋端委員並びに9番佐藤委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に、日程第3報告第4号農地法第6条第1項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 農地法第6条第1項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について、説明いたします。 農地法第6条第1項の規定に基づく農地等の利用状況報告書を別紙のとおり受理したので報告いたします。 解除条件付きの賃貸借、使用貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に農地等の利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。 令和3年度は有限会社平蔭建設1社の報告です。 農地の所在、地目、面積、作物の種類、生産数量等の詳細は、3ページから6ページの内容となっております。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>次に、日程第4報告第5号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7ページをお開きください。</p> <p>日程第4、報告第5号農地法第18条第6項の規定による届け出について説明いたします。</p> <p>農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>受付番号第7号の届出は、</p> <p>解約の理由は、借り手の経営規模縮小により、三者の合意解約をするものです。</p> <p>9ページに解約に係る合意書および通知書の写し、10ページに農地中間管理機構から村長宛の、農地法第18条第6項の規定による通知書の写し、11ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>続きまして12ページをお開きください。</p> <p>受付番号第8号の届出は、解約の理由は、借り手の経営規模縮小により、借り手と農地中間管理機構の二者の合意解約をするものです。</p> <p>13ページに解約に係る合意書および通知書の写し、14ページに農地中間管理機構から村長宛の、農地法第18条第6項の規定による通知書の写し、15ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、日程第5議案第10号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>16ページをお開きください。</p> <p>日程第5議案第10号農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてご説明いたします。</p> <p>農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定に基づき、農業委員会に報告することとなっています。</p> <p>その報告は、農地法施行規則第58条第1項により毎年事業年度の終了後3か月以</p>

	<p>内と定められています。</p> <p>3年度は青森農産株式会社、株式会社山の郷から提出がありました。</p> <p>青森農産株式会社については17ページから19ページの農地所有適格法人要件確認書において、すべての要件を満たしているものでありますので、参考に願います。</p> <p>株式会社山の郷については20ページから22ページの農地所有適格法人要件確認書において、すべての要件を満たしているものでありますので、参考に願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第6議案第11号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号4号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>23ページをお開きください。</p> <p>日程第6議案第11号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。</p> <p>農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。</p> <p>24ページをお開きください。</p> <p>議案第11号、受付番号4号の申請は、相対契約により借り受け人が以前から借り受けており、今回契約を切り替えて売買契約をするため申請されたものです。</p> <p>農地取得後、引き続き畠として利用することです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字狐森、地目は畠で、面積は●●●●m²、売買額は●●●●円です。</p> <p>25ページの農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>26ページに許可申請書の写し、27ページに位置図、28ページに現況画像を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第4号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を1番田守委員から報告を求めます。
事務局	座ったまま失礼します。

	<p>議案第11号、受付番号4号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畑で、以前から受け手が耕作しており、今回、相対契約からの切り替えにより、売買契約するものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無くまた、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第11号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第11号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第7議案第12号非農地証明願についてを議題といたします。受付番号第1号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>29ページをお開きください。</p> <p>日程第7議案第12号非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か(農地・非農地)の判断を別紙のとおり依頼があるので審議を求めるものです。</p> <p>30ページをお開きください。</p> <p>受付番号第1号について説明いたします。</p> <p>申請人および証明を受けようとする土地等詳細については、30ページ記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った理由及び現在の管理状況について、申請地は昭和55年4月に、労働力不足により所有者の父が貸し付けたもので、借主が自動車整備工場を建築し現在も営業している状態で農地への復旧は困難な状況です。</p> <p>31ページに非農地証明願いの写し、32ページに登記事項証明の写し33ページに公図の写し、34ページに案内図、35ページに現況写真、36ページに写真撮影方向図の写し、37ページに位置図、38ページに3月22日に現地調査した際の画像を添付してありますので参考に願います。</p> <p>以上、受付番号1号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務説明に関連して、現地調査の結果を7番谷地村職務代理から報告を求

	めます。
事務局	<p>座ったまま失礼します。</p> <p>議案第12号、受付番号1号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>昭和55年4月に、労働力不足により所有者の亡父が貸し付け、借主が自動車整備工場を建築し現在に至るもので、農地への復元は困難と思われます。</p> <p>自動車整備工場については、周辺地域の営農を阻害していないことから、非農地証明の交付は問題ないと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第12号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第8議案第13号令和3年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>39ページをお開きください。</p> <p>日程第8議案第13号令和3年度農業委員会活動の点検評価(案)並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について説明します。</p> <p>農業委員会による最適化活動の推進について令和4年2月2日付け3経営第2584号農水省経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号農水省経営局農地政策課長通知に基づき、別紙の令和3年度点検・評価(案)並びに令和4年度目標の設定等(案)の公表について農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>本案については、総会承認後に告示、農業委員会のホームページに1ヶ月超掲載して村内の農業者から意見を募集し、農業者からの意見を農業委員会としての考え方を整理し、これを公表するとともに県を通じて東北農政局に報告することになっております。</p> <p>40ページをお開きください。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について概要を説明いたします。</p> <p>40ページに1.令和4年3月末日現在の農業委員会の状況について記載しており</p>

ます。

4 1 ページに 2 . 担い手への農地の利用集積・集約化について、活動内容実績等を記載しており、目標及び活動に対する評価を概ね妥当としました。

4 2 ページに 3 . 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、認定農業者の参入実績等について記載しており、目標及び活動に対する評価を概ね妥当としました。

4 3 ページに 4 . 遊休農地に関する措置に関する評価について、活動実績等について記載しており、目標及び活動に対する評価を概ね妥当としました。

4 4 ページに 5 . 違反転用への適切な対応について、活動実績等について記載しており、活動に対する評価を概ね妥当としました。

4 5 ページから 4 6 ページに 6 . 農地法等によりその権限に属された事務関する点検について記載しております。

4 7 ページに 7 . 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について、8 . 事務の実施状況の公表等について記載しております。

以上で、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の概要説明をおわります。

続いて 4 8 ページをお開きください。

令和 4 年度最適化活動の目標の設定等(案)について概要を説明いたします。

4 8 ページに 1 . 令和 4 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況について記載しております。

4 9 ページに最適化活動の成果目標の設定、5 0 ページに最適化活動の活動目標の設定ですが、遊休農地の緑区分、黄色区分の面積を記入する欄がありますが、集計が間に合わず空欄となっております。

議長 ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

(質疑意見なし)

議長 質疑意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 1 3 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 3 号は原案のとおり決定しました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。これをもって、令和 4 年第 5 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 5月 12日

議 長 日向 將行

署名者 橋端 哲美

署名者 佐藤 久美子